

会員規則  
平成20年1月発改訂版

**第1章** 【総則】

第1条 この規則は、平成16年4月より正式に発足する会における会員の釣りに関するルールを定めるものである。

第2条 この規則の有効期限は、H20年12月納会当日までとする。

2 毎年末の納会において、規則内容の変更を提案できるものとし、全会一致をもって変更可能とする事ができる。

**第2章** 【メンバー】

第3条 ここに定めるメンバーは正式会員として登録され、この会員規則の呪縛から逃れられない。

2 会員ナンバーはくじ引きにより決定される。

3 メンバー表

No.	氏名	釣暦	参加登録
1	浅井 昭二	42	基本・ダービー
2	千本 恵都子	1	基本
3	板倉 竜也	5	基本・ダービー
4	内田 孝一	17	基本・ダービー
5	三谷 登美子	1	基本
6	熊澤 信太郎	12	基本・ダービー
7	蘭田 雄二	10	基本・ダービー
8	丹治 宏一	5	基本
9	伊達 宗城	12	基本
10	手塚 鉄治	25	基本・ダービー
11	所 宗利	7	基本・ダービー
12	佐藤 雅勝	12	基本・ダービー
13	松本 誠	2	基本・ダービー
14	坂木 一成	21	基本
15	星屋 隆之		協賛

4 会員の中から、会長・会計・幹事・書記の役員を定める。

会長(1名)...率先して釣行に努め、会員同志のコミュニケーションをはかり、大会等を主催する。

幹事(2名)...事務局を努め、会全体のめんどろをみると共に、新会員の募集にも力を注ぐ。

会計(1名)...金銭管理を厳重に行う。金銭管理責任はすべてこの人。

関東支部長(1名)...関東地区における活動の際に会全体のめんどろをみると共に、新会員の募集にも力を注ぐ。

九州支部長(1名)...九州地区における活動の際に会全体のめんどろをみると共に、新会員の募集にも力を注ぐ。

第4条 会費は種類の別を問わず、年会費とし、会計役が会計管理を行う。

種類	年会費	獲得対象タイトル
メンバー基本会費	20,000	
スポンサー協賛費(一口)	10,000	

第5条 期中入会希望者については、厳正なる審査の上入会決定をする。

2 入会の際には、基本会費及び各ダービー参加費をすみやかに入金すること。

3 釣果記録は入会及び会費納入後のものでなければならない。

第6条 退会希望者については、毎年末の納会において来期メンバーの確定がされる際、退会もしくは除名が決定される。

2 期中の退会希望であっても年末まではメンバーとして籍を残し、会費の返却はしない。

### 第3章 【釣行】

- 第7条 期中釣行記録は事前に事務局まで申請したものでなければならない。  
2 申請方法は口頭申請で良いとする。電話可。
- 第8条 釣行場所は日本国内であればどこでも良いとする。ただし、場所が不明瞭な場合は釣果無効となる。  
2 管理釣り場(釣堀)での釣果は一切無効である。  
3 海釣りでMGFを除く船釣りは対象外とする。  
4 海外での釣果は、別に定める特別大会のみ有効とし、基本規則からは除く。
- 第9条 魚種の別にかかわらず、一回釣行時に出せる竿の本数は、2本までとする。  
2 仕掛けは、引掛け釣り(ギャング釣り)以外であれば良い。スレは可。
- 第10条 エサの制約は特に定めないが、秘密は厳禁。  
2 ルアーはその種類及びカラーを事後報告すること。
- 第11条 釣行時にかかる経費は個人負担とし、メンバー同士なるべく協力し、経費軽減に努める。
- 第12条 メンバー同士集合して車で釣行する時は、運転者はくじ引きにて選出し、およそ1時間ごと交代する。

### 第4章 【釣果】

- 第13条 釣果管理は幹事が管理するものとする。  
2 ポーズであっても必ず申告すること。  
3 故意に誤申告した事実が発覚した場合は、罰金壹万円及びポイントマイナス30をそれぞれ徴収される。
- 第14条 主たる釣果はポイント制により評価される。  
2 ポイントは対象魚及び大きさにより異なり、ポイント表に従って加算される。(表 - 1、表 - 2)  
3 会にとって有益となる会員の行動もポイント加算の対象とする。(表 - 3)

表 - 1

総合の部	魚種	サイズ	ポイント	
	全ての魚種 <small>ポイント対象外の魚種 ボラ・ダツ・タチウオ・ヤガラ・ アナゴ・カワハギ類・ベラ・ イラ・フグ・ライギヨ・ウグイ・ イスズミ・エイ・サメ</small>	2.5 cm以上	3.0	ミリ単位で 0.1ポイント加算
		3.0 cm以上	5.0	
		3.5 cm以上	8.0	
		4.0 cm以上	12.0	
		4.5 cm以上	20.0	ミリ単位で 1ポイント加算
		5.0 cm以上	30.0	
		5.5 cm以上	40.0	
		6.0 cm以上	50.0	
		6.5 cm以上	60.0	
小笠原 × 0.7	7.0 cm以上	80.0		
ウツボ	大きさに関係なく	3.0	罰金3,000円	
ウナギ	大きさに関係なく	10.0		

表-2

M T G 部	魚種	サイズ	ポイント		
	全ての魚種  ポイント対象外の魚種 ボラ・ダツ・クチウオ・ヤガラ・ アナゴ・カワハギ類・ペラ・ イラ・フグ・ライギョ・ウグイ・ イスズミ・エイ・サメ	30 cm以上	5		
		35 cm以上	8		
		40 cm以上	20	ミリ単位で 0.1ポイント加算	
		45 cm以上	40		
		50 cm以上	100		
		55 cm以上	200		
	60 cm以上	400	ミリ単位で 1ポイント加算		
	ウナギ	大きさに関係なく			80

第15条 計測方法は水平板に計測用メジャーを当てた物を使用し、板の上に魚を置いて計る。

表-3

広 報 活 動 及 び 有 益 行 動 の 部	対象となる活動		ポイント
	1	テレビ・ラジオ等のメディア での広報活動	700/回
	2	雑誌等への会の広報となる旨の掲載 (「いそつり」は除く)	400/回
	3	全国各地における釣大会での 優勝・準優勝・3位	優勝 700/回 2位 500/回 3位 300/回
	4	同上入賞(4位~6位)	200/回
	5	大会参加	50/回
	6	新入会員勧誘成功	300/人
	7	スポンサー勧誘成功	500/社(人)
	8	日本記録魚認定 (全関、全磯連、JGF A等の公式記録)	1000/回

## 第5章 【賞罰】

第16条 1年間を1シーズンとして年間の釣果記録で優秀なものを表彰する。

### 2 タイトル

<総合の部>

	タイトル名	摘要・詳細	賞金%	順位		
				1	2	3
1	石鯛1尾長寸	石鯛に限る。年間で1番の大物を釣り上げたメンバーに贈る最高峰の賞。但し55cm以上。	18%	85%	10%	5%
2	石垣鯛1尾長寸	石垣鯛に限る。年間で1番の大物を釣り上げたメンバーに贈る最高峰の賞。但し55cm以上。	15%	85%	10%	5%
3	上物1尾長寸	グレ、チヌ、キビレに限る。年間で1番の大物を釣り上げたメンバーに贈る。但し40cm以上。(MGF除く)	18%	85%	10%	5%
4	ブラックバス1尾長寸	ブラックバスに限る。年間で1番の大物を釣り上げたメンバーに贈る。但し40cm以上。	15%	85%	10%	5%
5	シーバス1尾長寸	シーバスに限る。年間で1番の大物を釣り上げたメンバーに贈る。但し50cm以上。	10%	85%	10%	5%

<MGFの部>

1	MGFチヌ最多枚数	MGFにて30cm以上のグレ、チヌ、キビレを最も多く釣り上げたメンバーに贈る。	4%	85%	10%	5%
2	MGFチヌ一尾長寸	MGFにて釣り上げたチヌに限る。年間で1番の大物を釣り上げたメンバーに贈る。但し45cm以上。	4%	85%	10%	5%

<総合>

1	総合最多ポイント	部門枠なしのトータル獲得ポイントの合計が最も多いメンバーに贈られる。	16%	85%	10%	5%
---	----------	------------------------------------	-----	-----	-----	----

祝 特 儀 別	師匠越ダービー	浅井師匠を越える意味で、規定60cmオーバーとする。ダービー参加者は参加費用で各万円を徴収し、60cmオーバーを釣り上げた者が総取り。(本イシ限定)
------------------	---------	--

第17条 会員の釣りをより楽しいものにする為に罰則を設ける。  
 集合時間に遅刻をした場合は5分につき1点の減点とする。通行止め等のやもうえない場合は除くが、交通渋滞が原因の場合は減点の対象になる。  
 ルアー釣りでルアーフックに生餌をつけた場合は累積ポイントがリセットされ、0点からのスタートになる。

## 第6章 【その他】

第18条 レジャー(釣り)保険にはメンバー全員なるべく加入する事。

- 2 マナーとして全員ゴミは持ち帰る事。釣場を汚さない。
- 3 人のものは人のもの。分別はきちりと。
- 4 親しき仲にも礼儀あり!
- 5 協力は惜しまない。
- 6 思いやりを大切に。

第19条 この会則の中で不明な点、異議申し立てがある場合は、会長に申し出て、緊急集会を開催し、その問題の解決に当たる。

(平成20年度役員名簿)

会長	園田 雄二
幹事	板倉 竜也
書記	所 宗利
会計	熊澤 信太郎
関東支部長	浅井 昭二
九州支部長	坂木 一成